

輪島市告示第 107 号

輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

輪島市長 坂 口 茂

輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた忠魂碑の復旧又は撤去を行う者に対し、予算の範囲内において、輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、戦没者の遺族と地域コミュニティの連携の維持及び忠魂碑の適切な管理を図ることを目的とする。

2 この告示に基づく補助金の交付については、この告示に定めるもののほか、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、「忠魂碑」とは、日清戦争以降の戦没者を慰霊するために市内に建立された忠魂碑、慰霊碑その他これらに類する建造物をいう。

2 この告示において「自治会等」とは、自治会、遺族会その他これらに相当するものとして市長が認める団体をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、忠魂碑の所有者又は管理者(所有者又は管理者が自治会等の場合は、その代表者)とする。

(補助対象経費及び補助要件)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(次条第 1 項において「補助対象経費」とい

う。)は、忠魂碑及びこれと一体を成す土台、柵、階段等の附属施設(以下この条において「忠魂碑等」という。)の修繕又は撤去に要した経費とする。

2 忠魂碑等の修繕を対象に補助金の交付を受けようとする者は、修繕後の忠魂碑等について、適切な維持管理をしなければならない。

3 忠魂碑等の撤去を対象に補助金の交付を受けようとする者は、当該撤去について、土地所有者その他市長が必要と認める関係者の同意を得なければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付額の上限は1件につき500万円とし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をする者(以下「申請者」という。)は、輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象事業の設計図書(位置図、計画平面図等)

(2) 対象事業の見積書の写し

(3) 被災状況を確認できる写真又は資料

(4) 誓約書(様式第2号)(修繕の場合に限る。)

(5) 関係者同意書(様式第3号)(撤去の場合に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の決定をしたと

きは、輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不交付の決定をしたときは、輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付することができるものとする。

(概算払)

第8条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の遂行上、補助金の概算払を必要とするときは、輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の進捗状況について報告を求めることができる。

(事業の内容変更等)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業変更(中止・廃止)申請書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その結果を輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業変更(中止・廃止)決定通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(事業の完了)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに輪島市被災忠魂

碑復旧等支援事業完了届(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 修繕又は撤去に係る請負契約書の写し
 - (2) 補助対象事業費の内訳書
 - (3) 写真(施工前・施工後)
 - (4) 補助対象事業費の支出を確認することができる領収書等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて調査を行った上でこれを適当と認めたときは、補助金の額を確定し、輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第10号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に輪島市被災忠魂碑復旧等支援事業費補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、補助対象事業を著しく遅延し、又は廃止したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (4) 補助金の交付決定又は交付後に補助対象事業でないことが判明したとき。
- (雑則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。